

令和9年度報酬改定に関する意見 素案

2026年3月7日

就労継続支援A型事業所全国協議会

I. スコア方式について

- スコア方式は、多角的な観点からA型事業所を評価し基本報酬単価を決定する方法として機能しており、2024年度の改定は「悪しきA型」の排除に有効であった
- スコア方式はA型事業所のあるべき役割に事業所を誘導するとともに、A型事業所がどのような活動をすべきであるかのメッセージを行政から発信する役割を果たしている
- こうした観点から現行のスコア方式をみると、生産活動の充実を重視するあまり福祉的支援が軽視されている。障害福祉事業として福祉的支援を提供することにより「一般企業等での就労が困難な人を雇用して就労機会の提供と能力等の向上のために必要な訓練を行う」というA型事業所の役割と矛盾しており、就労が困難な障害者を排除しかねない
- この結果、全Aネットが行った「2027年度A型事業報酬改定についてのアンケート」（以下「アンケート」）によると、福祉的支援を充実させている多くのA型事業所が運営に困難を抱え、撤退を考えている事業所も少なからずある
- このため、A型事業所がその役割を果たせるよう、各項目の配点及び評価内容について現場の状況に即した見直しが必要と考え、以下のように提言する

I-1. 配点バランスについて

○A型の役割のうち、就労機会の提供の配点（*1）が著しく大きく、福祉的支援（*2）の配点が小さく、バランスを失っている。また、福祉的支援の質を上げることに繋がっていない。アンケートでもこの点の改善を必要とする事業所が多かった。

*1：労働時間、生産活動、地域連携活動、経営改善計画がこれにあたるとすると、満点評価では全体（200点）のうち8割（160点）を占める

*2：多様な働き方、支援力向上、利用者の知識及び能力向上がこれにあたるとすると、全体のうち2割（40点）となる

○加算との関係では、基本的な評価の仕組みであるスコア方式において両者のバランスを取った上で、特に重点は加算制度により奨励する、とすべきである。

このため、以下のように提言する

- ① 就労機会の提供の配点を減らし、福祉的支援の配点を増やす
- ② ①に伴い、現行の支援力向上、利用者の知識及び能力向上の項目の配点を増やすとともに、福祉的支援に関する項目（丁寧なアセスメント、生活支援、コミュニケーション支援、利用者満足度、家族・相談支援事業所等との連携、通所率、（定着率）、雇用環境、地域貢献、職員体制等が考えられる）を設ける

I-2. 労働時間の項目について

- 精神障害者等で短時間から就労を開始したり、病状の波により一時的に短時間就労を余儀なくされるなど、労働時間に特別の配慮を必要とする障害者がいる。こうした障害者にも就労の場を提供することは、A型事業所の重要な役割の一つである
- しかし、現行のスコア方式では、こうした利用者に対する配慮をせずに、単に平均労働時間が長ければ点数が高い配点になっている。この結果、短時間就労の場を必要とする障害者の排除を誘導する仕組となっている。アンケートでは、この点について配慮を求める声が多かった。

このため、以下のように提言する

- ① 精神障害者が状態が悪化して一時的に短時間就労となった場合に、その期間を平均労働時間の計算から除外する
- ② 「4. 多様な働き方」の「短時間勤務制度」がある事業所について、当該制度を利用した者はその期間について平均労働時間の計算から除外する

I-3. 生産活動の項目について

○現行のスコア方式では、生産活動収入で利用者賃金をまかなえない（以下「赤字」）事業所については、赤字の程度がわずかであってもまったく評価をしない基準となっている。これでは赤字削減努力をしながらもわずかに赤字となった事業所が正当に評価されているとはいえず、継続的努力のモチベーションが失われる。アンケートでもこの点の見直しを求める声が多かった

○また、障害者が他の者と同様に働くためには特別な設備投資（装置や備品等）が必要なが多く、これに配慮する必要がある。さらに、A型事業所が健全な経済活動を通じて障害者に就労の場を提供するためには、生産活動拡大の促進が重要である。

このため、以下のように提言する

- ① 赤字事業所について、赤字率（額）や改善率により生産活動の改善を段階的に評価する
- ② 障害者が障害のない者と同じように働くために必要な設備投資等について、減価償却費を支出計算に不算入とする
- ③ 生産活動拡大のための投資を促進する観点から、減価償却費を一定程度（期間）は支出計算に不算入とする
- ④ 事業の安定的な運営のため、災害等の不測事態（BCP対応など）等に配慮する

I-4. 多様な働き方及び支援力向上の項目について

多様な働き方

○A型事業所の役割を踏まえ、重度障害者、高齢者、刑務所出所者等の働き方に関する配慮が必要である

このため、以下のように提言する

- ① 特別の配慮が必要な利用者の働き方に配慮した仕組（利用者の特性に応じた手厚い支援、通院等への特別な配慮、短時間労働等）を項目として加える

支援力向上

○現状に即して支援力向上に向けて誘導することが重要である

このため、以下のように提言する

- ① 学会発表及び国際規格は一般的なA型事業所にはなじまないことから削減する。
- ② 計画的なOFFJT・研修を追加する

I-5. 地域連携活動の項目について

- 項目の標題は地域連携活動となっているが、現行の評価項目は生産活動における企業等との連携の項目のみである。
- 地域連携活動として、地域共生社会の形成に向けたA型事業所の地域連携活動を評価することが必要である

このため、以下のように提言する

- ① 定期的な清掃活動、地域行事への参加、地域の名産や伝統行事等の継承等の地域連携活動を評価項目に追加する

I-6. 利用者の知識・能力の向上の項目について

- 利用者の就労能力の向上やキャリアアップは「訓練」の本質的な目的であり、これをさらに重視すべきである。
- 就労継続事業の目的としては、すべての利用者が企業就労することではなく、継続的に働き続けキャリアアップを図っていくことも重要である

このため、以下のように提言する

- ① 配点を増加させるとともに、利用者の昇級制度、キャリアアップの仕組、資格取得支援、職員登用等の項目を追加する
- ② 「一般就労に向けた」という限定を削除する

I-7. スコアの公表方法について

- スコア公表の主目的は利用者の適切な事業所選択の支援であるのに、現行の公表方法では情報提供が十分にできているとはいえない。
- ワムネットは事業所情報がわかりにくく、また、複数の事業所の比較ができない。
- 個々の事業所のHPは組立がバラバラで、必要な情報にたどり着くことが難しい。
- 障害者やその家族・支援者が事業所を選択する際に利用できるように、事業所を容易に調べ比較しやすい仕組みを整えるべきである

このため、以下のように提言する

- ① スコアを含めた事業所の情報を容易に取得し比較することができるような仕組みを作る。あるいはそのようにワムネットを改善する
- ② ①の方法による公表を義務づける
- ③ 就労選択支援においても事業所情報を活用する仕組みとする

Ⅱ. 物価高騰、最低賃金上昇等への対応について

- このところの物価高騰が原材料費等の上昇をもたらしている。
- A型特有の事情として、最低賃金の大幅な上昇により利用者に支払う賃金も大きく増加している。
- 一方で、ほとんどの事業所が零細事業で販売単価等についての交渉力が弱く、事業収入を増やすことは容易ではない。
- 企業からの発注促進策がない。また、自治体からの発注については優先調達法があるがあまり使われていない。
- これらによりA型事業所の経営が厳しさを増しており、存続が危うい事業所も多い。

このため、以下のように提言する

- ① 基準報酬単価に物価高騰の影響を織り込む
- ② 最低賃金の大幅な上昇に配慮する
- ③ 事業収入の増加に向けた販売単価等の値上げ、販路拡大、新規事業開発等に対して支援する
- ④ 企業からの発注を促進する。また、優先調達法の活用をすすめる

Ⅲ. 制度の趣旨目的に沿った運営について

- A型事業が拡大するにつれて、制度の趣旨目的からはずれて行政からの給付を目的とする事業者が生まれており、健全なA型事業者が悪影響を受けかねない。
- こうした事業者を制度の整備により排除しようとしても隙間を狙った事業者が必ずあらわれるので、制度面だけではなく運営の実状を把握、指導することが重要となる。
- 自治体による指導については、新たなガイドラインの効果が期待されるが、人員、予算、ノウハウの不足は解消されておらず、効率的効果的な指導が必要とされている。

このため、以下のように提言する

- ① ガイドラインを踏まえた書類の審査については、民間業者への委託、AIによる審査の開発等により自治体の負担をできる限り軽減する
- ② ①を踏まえ、自治体に対して、抜き打ちによる現場指導により、利用者が働いている場面の観察、利用者の声の把握、経営者からのヒアリング等を行うよう、国が指導する
- ③ 障害者が適切な職場を選択できるよう働く場の具体的情報提供の仕組みを整備する
- ④ 不適切な職場にいる障害者が容易に転職できるように仕組みを整える
- ⑤ ソーシャルリスニングにより不適切な事業所を発見する手法を開発・提供する